

第6章

風水害への備え

この章では、激甚化する風水害への
備えについて説明します。



1 頻発・激甚化する風水害

2 平常時の備え

3 住んでいる地区の風水害のリスクを知る

- (1) ハザードマップについて
- (2) 避難情報について
- (3) 防災アプリで避難トレーニング

4 風水害の情報を得る

5 マイ・タイムラインについて

6 自主防災組織の対応について

- (1) 防災マップやハザードマップの配布
- (2) マイ・タイムラインの作成補助
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 避難施設（避難場所・避難所）の開設と運営

⑥風水害への備え

1 頻発・激甚化する風水害

近年風水害は、地球温暖化に伴う気候変動により、頻発・激甚化しています。

平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方にわたる記録的な豪雨による洪水や土砂災害の発生により、多くの人が犠牲となりました。事前に土砂災害警戒情報や大雨特別警報等の発表、避難指示等の発令等、最大級の警戒が呼び掛けられていたにもかかわらず、住民の避難行動に結び付かなかったことなどが、大きな被害が生じた一因と指摘されています。

また本県でも、平成30年台風24号では、県内で大規模な停電（最大約71万5千戸）が発生し、完全復旧までに6日間もの日時を要するとともに、信号機の停止や断水、携帯電話の通信障害などの被害も発生し、さらに、令和元年台風19号では、死者3名、重傷2名等の人的被害のほか、約3千棟の住家被害等が発生するなど、風水害は身近に迫っています。

2 平常時の備え

風水害については、住民一人ひとりあるいは各家庭の対策が重要です。風水害が差し迫った場合には、まず自分の命、家族の命を守る行動を取らざるをえません。被害を防ぐために、平常時に自主防災組織等との相談し、地域全体で風水害への準備をしておくことも重要です。

3 住んでいる地区の風水害のリスクを知る

自分の家が浸水してしまう可能性はないか、土砂災害の危険はないかなど地域の災害リスクをハザードマップ等で確認しましょう。また、指定緊急避難場所や指定避難所を確認しておきましょう。

(1) ハザードマップについて

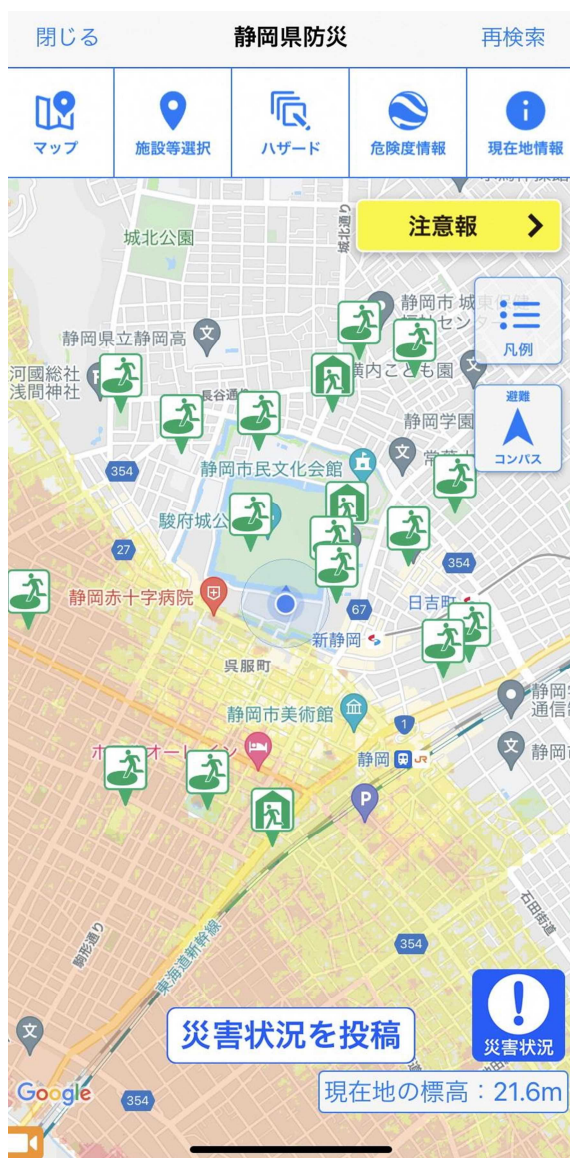
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」と静岡県GISで、各種ハザードマップを確認できます。

マップ・避難場所等
を選択

ハザードを選択

確認したいマップを
選択

⑥ 風水害への備え



洪水浸水想定区域
(想定最大規模)



土砂災害

静岡県GIS (<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?z=15&ll=34.9769%2C138.3838&t=roadmap&mp=11001&op=70&vlf=000affffff00000040>)



静岡県防災アプリ (<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>)



⑥風水害への備え

(2) 避難情報について

令和3年5月20日に、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化されました。大雨等で災害発生のおそれが高い状況で、市町から警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。なお、短期的で急激な降雨や浸水によって、屋外へ出ることや避難場所まで向かうことが危険な状態になったときには、自宅から避難場所へ移動することが必ずしも適切な行動ではありません。浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅や隣接建物の2階などへ緊急的に一時避難（垂直避難）し、救助を待つことも選択肢の一つとして考える必要があります。

令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生又は切迫 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
4	 <p>災害のおそれ高い <b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害のおそれあり <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>災害状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後災害状況悪化のおそれ 早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つはいけません！**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は**、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

# ⑥ 風水害への備え

## (3) 防災アプリで避難トレーニング

避難を開始してから避難先までの経路や時間を記録します。

訓練後にトレーニングした経路の再生ができ、津波の浸水状況を重ねることもできます。



個人や家族でやってみよう!!

# 防災アプリで 避難トレーニング!!



防災アプリ「静岡県防災」の避難トレーニング機能を使用すると、避難場所までの経路や要した時間を記録できます。また、避難経路に各種ハザード情報や津波シミュレーションを重ね合わせることも可能です。実際に避難先まで歩いてみましょう!



これから「静岡県防災」をインストールされる方は裏面へ

### 1 機能を起動

「避難トレーニング」をタップし、「記録」を選択。

**!** 位置情報の使用を許可しないと機能を使用できません。

メインメニュー

防災情報・お知らせ

マップ・避難場所等

危険度体験

AR

避難トレーニング

現在の防災情報

学習コンテンツ

静岡県防災

避難トレーニング

記録

避難トレーニング

確認

### 2 避難先を設定

**A** 災害に応じた避難場所を選択し、マップ上で「避難先」を選んでタップ。

**B** 任意の避難場所を選択すると、マップ上で「避難先」がない場所への避難先の設定も可能。

**A** 災害に応じた避難先を設定する場合



**B** 任意の避難先を設定する場合

任意の避難先を長押ししてください

ここへ避難する

長押しで避難先として設定



### 3 避難トレーニング開始

「避難トレーニング開始」をタップし、避難先まで実際に移動。移動中、「メモ」機能で写真とコメントを、マップ上に記録可能。

**!** 避難トレーニング中、一定時間画面に触れないと画面が暗転し、正しく避難時間の計測ができない場合があります。

所要時間 0分8秒

移動した距離 5.9m

歩く速さ(平均) 44.2m/分

終了地点の標高 6.4m

下のボタンをタップすると避難経路を確認できます。

避難経路(津波モード)

避難経路(その他:災害モード)

00:00:03

一時停止

キャンセル

避難完了

メモ



### 4 避難完了・結果を検証

到着したら「避難完了」をタップ。避難トレーニング結果を確認。

**POINT** 「経路確認」をタップすると、通った経路や移動の様子、襲来する津波やハザードマップを重ねて再生できます。

閉じる 避難経路を確認する

00:14:00

襲来する津波を再生!!



# ⑥風水害への備え

## 4 風水害の情報を得る

災害が予想されるような大雨などの際に、行動がとれるよう、テレビ、ラジオ、インターネット等で避難情報などの防災情報の収集に努めましょう。静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」により防災情報を収集する方法も紹介します。



- 高齢者等避難
- 避難指示
- 緊急安全確保
- 避難所情報
- 国民保護情報
- お知らせ
- イベント情報

- 気象警報・注意報 注意報 警報 特別警報
- 土砂災害警戒情報
- 指定河川洪水情報
- 震度速報
- 震源・震度に関する情報
- 津波警報・注意報・予報
- 噴火警報・予報、噴火速報
- 竜巻注意情報
- 記録的短時間大雨情報
- 停電発生状況



## ⑥風水害への備え

### 5 マイ・タイムラインについて

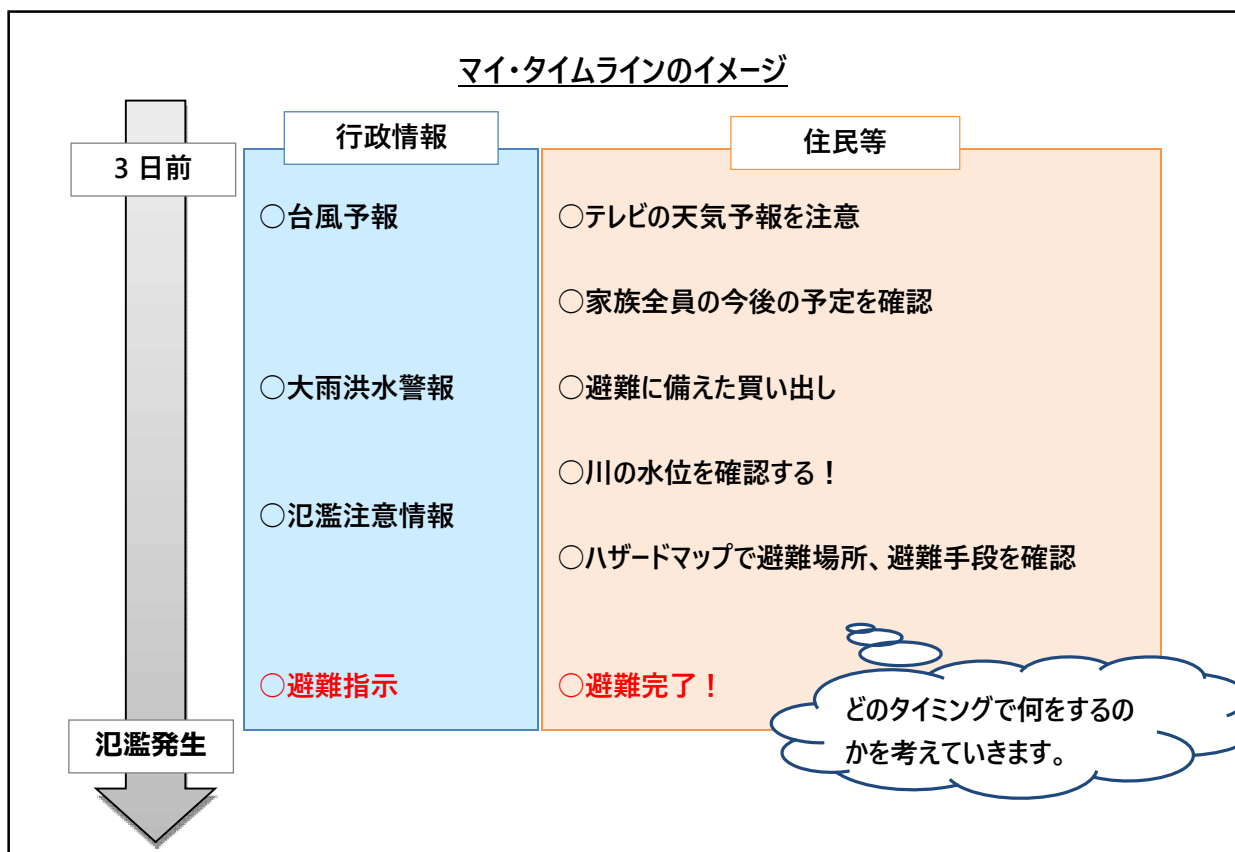
「タイムライン」とは、台風などによる災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。

そして「マイ・タイムライン」とは、住民一人ひとりが自分で作るオリジナルのタイムラインです。台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめます。

いざというときの行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

マイ・タイムラインの詳細については、「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」をご確認ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/mytimeline.html>)





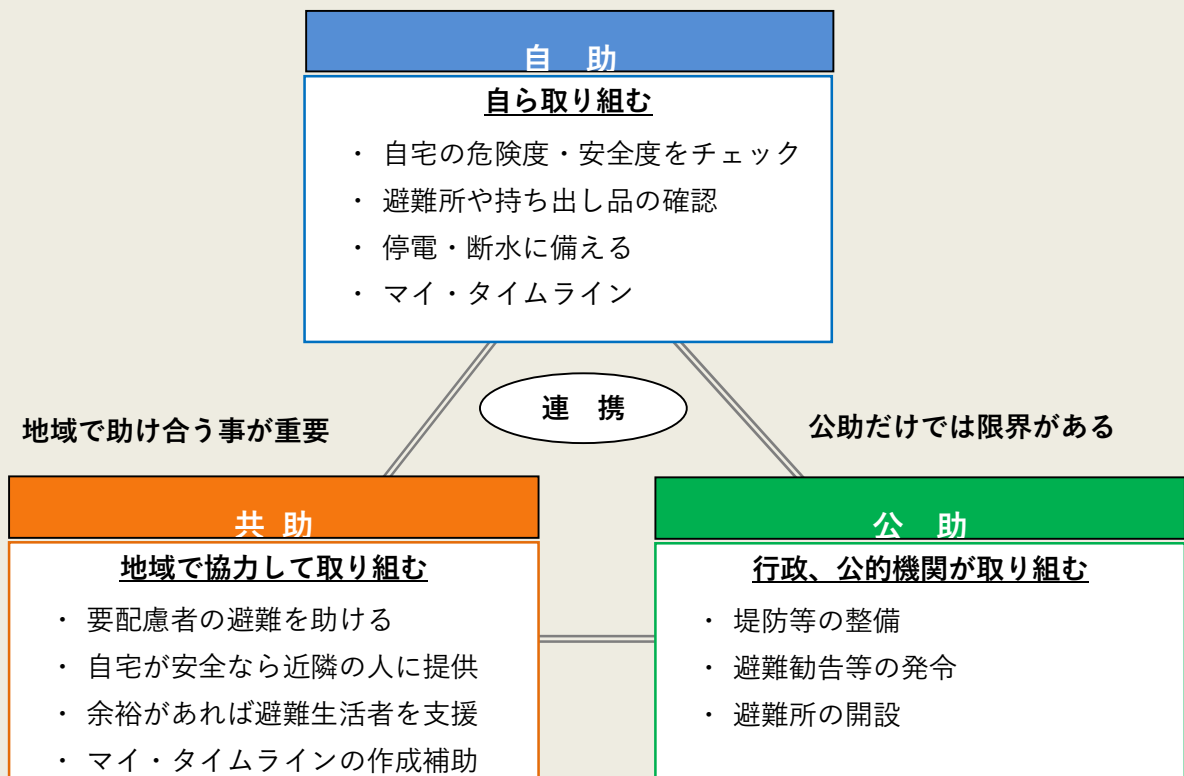
## ⑥ 風水害への備え

### 【ポイント】 なぜマイ・タイムラインが必要？

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模広域災害を経て、公助の限界が明らかになるとともに、自助・共助の重要性が広く認識されることとなりました。

地震のみならず、洪水や高潮に対しても、自助、共助、公助のバランスを取って災害対策の充実を図ることが重要です。

#### 自分の命は自分で守る



また、地震と異なり、洪水や高潮は台風の進路や降雨の状況などをもとに災害（氾濫）発生までの事態の進行が予測できることから、時間軸に沿ってあらかじめ防災行動を整理しておくタイムラインが有効です。

住民一人ひとりが自分自身に合った避難に必要な情報・判断・行動を把握し、いわば「自分の逃げ方」を手に入れることができるマイ・タイムラインは有効です。

### コラム：「マイ・タイムライン」と「わたしの避難計画」の関係

「マイ・タイムライン」とは、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる防災行動を整理したものです。「わたしの避難計画」は、**河川氾濫のみならず、土砂災害や地震・津波等も対象**とします。「マイ・タイムライン」で検討した内容に、土砂災害や地震・津波の避難行動を加えた「わたしの避難計画」が完成します。（第2章2「わたしの避難計画」の作成（P.31）参照）

### 6 自主防災組織の対応について

風水害については、住民一人ひとりあるいは各家庭の対策が重要ですが、地域の被害を軽減するため、自主防災組織において、次の取組を実施しましょう。

#### (1) 防災マップやハザードマップの配布

各市町から情報提供を受け防災マップやハザードマップを配布します。また、防災アプリ、各種ホームページの確認、防災関係機関や地域防災指導員による講習会などを開催します。

#### (2) マイ・タイムラインの作成補助

防災関係機関や地域防災指導員と協力し、住民一人ひとりあるいは各家庭のマイ・タイムラインの作成を補助します。

#### (3) 防災訓練の実施

##### ①マイ・タイムライン

作成したマイ・タイムラインを活用して防災訓練等を実施することは、マイ・タイムラインを点検する意味からも、また防災意識の低下を防ぐ意味からも重要です。

訓練等を実施して気づいた点等があれば、その点を踏まえてマイ・タイムラインを改善します。



- ・持ち物などの確認
- ・指定避難場所までのルートを確認
- ・浸水エリアの確認 など



- ・避難訓練で気づいた点をマイ・タイムラインに反映する。(持ち物、服装、避難にかかった時間など)

##### ②災害図上訓練「D I G」

災害時の対応策を考える災害図上訓練（災害図上訓練「D I G」）で災風水害への対応を想定して行います。（第2章3（1）の災害図上訓練「D I G」(P.40参照)

## ⑥風水害への備え

### ③風水害版イメージTEN

自主防災組織の役員を中心に、風水害にどう対応したらいいかを考えるイメージトレーニングを実施します。

風水害版イメージTENについては、「風水害対応イメージTENマニュアル」をご確認ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-440/kikikanri/documents/imagetenmanyuaru.pdf>)



### ④避難所運営ゲーム「HUG」

避難所運営の疑似体験訓練（避難所運営ゲーム「HUG」）で風水害への対応を想定して行います。（第2章3（8）の避難所運営ゲーム「HUG」（P.68 参照））

## （4）避難施設（避難場所・避難所）の開設と運営

風水時には、各市町の判断に基づき、施設の安全性を確認のうえ避難場所が開設されます。避難場所の立ち上げは、市町の職員とともに各地域の自主防災組織や避難所運営組織等が中心となって行います。避難場所は、災害の種別毎に市町が指定するため、地震等の災害時に開設する避難場所と異なる場合がありますので、あらかじめ場所を確認しておきましょう。（※避難施設（避難場所・避難所）の開設方法は市町で確認してください。）

また、避難が長期にわたる場合には、避難所利用者中心の運営（避難所運営組織）に切り替えます。自主防災組織等は、避難所利用者や地域住民への情報伝達、在宅避難者の把握及び支援、地域全体の防火・防犯活動等を行います。

避難所生活については3章P.83を参照してください。

避難所運営マニュアルは、静岡県ホームページを御覧ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/mytimeline.html>)



### 避難場所と避難所の違いを正しく学びましょう！

#### 避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所のことで、災害種別ごとに市町が指定したものを指定緊急避難場所といいます。

#### 避難場所のイメージ

- ・対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物（津波避難タワー・津波避難ビル）等
- ・対象とする災害の危険が及ばない場所のグラウンド、駐車場、建物等

#### 避難所

避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設のうち、市町が指定した施設を指定避難所といいます。

#### 避難所のイメージ

- ・学校の体育館、公共施設、自治会所有公民館等